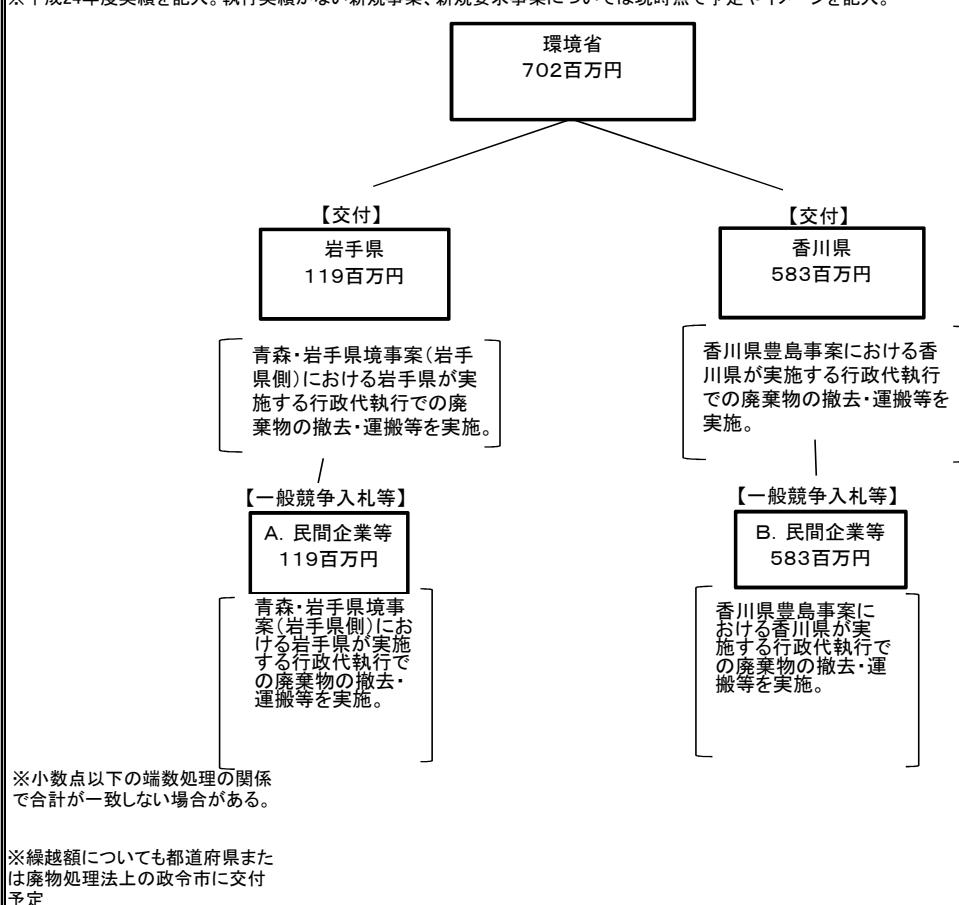




事業所管部局による点検				
	項目	評価	評価に関する説明	
国 必 要 投 入 の 性 能	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	不法投棄等による支障の除去等の措置の円滑な実施及び不法投棄等の跡地利用のために、直接補助もしくは基金の造成に必要な経費等を補助するもの。  代執行及び不法投棄等の跡地利用を行う自治体かつ補助対象事業に限定して支出している。なお、対象の選定にあたっては、産廃特措法に基づく法定の協議を経る等し、選定にあたっている。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○		
事業 の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	一		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○		
事業 の 有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	一		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	一	本事業と類似した事業は存在しない。	
	事業番号	類似事業名		
点検 結果	産廃特措法についてはその期限が平成24年度末となっており、その期限を10年間延長する旨の改正法が平成24年8月10日に成立した。また、廃棄物処理法に基づく基金による支援についても、平成25年2月に平成25年度以降の支援のあり方についてとりまとめを行い、引き続き、財政的支援を行っていくことになった。			
	外部有識者の所見			
当該事業の実施は大変重要である。とりわけ、不法投棄等支障除去等事業跡地等の土地の適正な利活用は重要である。ただし、跡地利用は除去廃棄物の種類や、跡地の形状等により大きく異なるため、都道府県等に必要経費の補助を行うのみならず、技術的支援等も併せて実施する必要がある。				
行政事業レビュー推進チームの所見				
事業 内 容 の 改 善	都道府県等に必要経費の補助を行うのみならず、技術的支援等も併せて実施することにより、事業をより効率的かつ効果的に実施すること。			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
執 行 等 改 善	技術的支援については、(No.168)産業廃棄物適正処理推進費において実施。			
備考				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
	平成22年	-	平成23年	-
	平成24年	-		

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位：百万円)



※小数点以下の端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※縁越額についても都道府県または廃物処理法上の政令市に交付予定



**支出先上位10者リスト**

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	民間企業等	青森・岩手県境事案(岩手県側)における岩手県が実施する行政代執行での廃棄物の撤去・運搬等を実施	119	—	—

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	民間企業等	香川県豊島事案における香川県が実施する行政代執行での廃棄物の撤去・運搬等を実施	583	—	—